

松前町出産世帯応援補助金について

えひめ人口減少対策交付金を活用し、愛媛県と連携して実施します。
出産世帯が購入した育児用品等の費用を補助する制度です。

県・市町連携事業

＜対象者＞ 令和7年4月1日以降に出生した児童(対象児童)の父母等
全てに該当することが必要です

対象になります

ひとり親、未婚、婚姻の届出を
していない事実上婚姻関係と
同様の事情にある者、特別養子
縁組をした者

- いずれかが松前町に住民票がある
- 補助金を交付する日において、いずれかが対象児童と現に同居し、かつ、主としてその収入によって生計を維持して養育している
- 町税を滞納していない
- 生活保護を受けていない
- 暴力団又は暴力団員と関係がない
- 里帰り出産により町内に居住していない
- 他の自治体から同様の補助金の交付を受けていない

令和7年度版

令和7年4月1日～
令和8年3月31日に
出生した児童の父母等

＜補助対象経費＞

左欄に掲げる場合に応じそれぞれ右欄に掲げる期間に購入し、支払を完了した育児用品等の購入に要する経費

令和5年4月1日又は母子保健法(昭和40年法律第141号)第16条の規定による対象児童に係る母子健康手帳の交付を受けた日のいずれか遅い日(以下「基準日」という。)の属する年度に申請する場合	基準日から基準日の属する年度の3月31日まで
基準日の属する年度の翌年度に申請する場合	基準日の属する年度の翌年度4月1日から翌年3月31日まで

対象になります

消費税、送料又は配
達料及び設置工事費

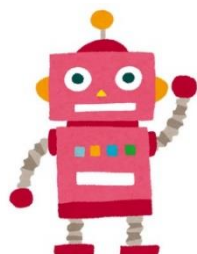
対象になりません

家電リサイクル料金、処分費用、
中古品、付属品等の購入に係る費用

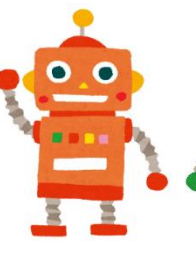
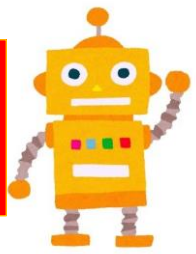
＜補助金の額＞

- 補助対象経費の実支出額の合計額
対象児童の出生の日において父母等のいずれもが36歳未満
→対象児童1人当たり**30万円**を上限
対象児童の出生の日において父母等のいずれかが36歳以上
→対象児童1人当たり**20万円**を上限
- 1,000円未満の端数は切り捨て

他の制度により育児用品等の購入
費用に対する補助金等の対象となる
場合は、当該補助金等の対象となる
経費の額を控除した額になります。



- 見積書は、購入日より前の日付のものをご提出ください。
- 年度の切り替わりにご注意ください。



≪ 交付申請の流れ ≫



松前町 こども家庭センター係 はぐはぐの窓口申請に必要な書類①を提出

審 査

適当と認めたときは、出産世帯応援補助金交付決定通知書で通知

不適当と認めたときは、書面で通知

内容を変更しようとするとき又は補助事業を廃止しようとするときは、必要な書類②を提出

審 査

適当と認めたときは、出産世帯応援補助金変更承認通知書で通知

不適当と認めたときは、書面で通知

実績報告に必要な書類③を提出

審 査

補助金の額を確定し、出産世帯応援補助金確定通知書で通知

補助金の請求に必要な書類④を提出

審 査

適当と認めた場合は、申請者が指定する金融機関などの口座へ補助金を交付

≪ 書類等 ≫

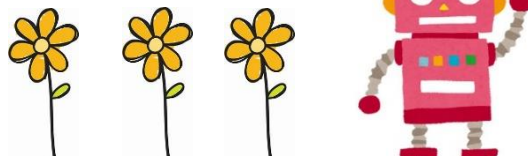
① 申請に必要な書類など

- 出産世帯応援補助金交付申請書
- 購入しようとする育児用品等の見積書又はこれに類する書類
- 購入しようとする育児用品等の仕様が分かる書類
- 町税の納税状況確認同意書
- 父母のいずれかが松前町に住民票がない場合は、年齢が確認できる書類
- 特別養子縁組をした者は、戸籍謄本

母子手帳が
必要です

② 変更や廃止に必要な書類

- 出産世帯応援補助金事業変更承認申請書
- 出産世帯応援補助金事業廃止届出書



事業費の20%以内の変更で、補助金額に変更がない場合は、変更届は必要ありません。

③ 実績報告に必要な書類

- 出産世帯応援補助金実績報告書
- 育児用品等の代金の支払を証する書類の原本

実績報告は、補助事業完了の日から起算して30日を経過する日又は交付決定のあった日の属する年度の3月 31 日のいずれか早い日までに提出してください。

④ 請求に必要な書類

- 出産世帯応援補助金交付請求書

書類は、ホームページに掲載しています。
子育て支援課 こども家庭支援センター係（はぐはぐ）の窓口にもあります。

《対象となる育児用品等》

対象区分	分類	品目
育児用品	授乳関連用品	粉ミルク、哺乳瓶、搾乳機、ミルクウォーマー等
	衛生用品	おしりふき、ベビークリーム等 おむつは対象外です
	外出用品	チャイルドシート、ベビーカー等
	備品	ベビーベッド、ハイローチェア、空気清浄機、寝具等
	玩具、絵本	幼児用玩具、絵本等
時短家電	家事関連用品	洗濯乾燥機、洗濯機、掃除機、食器洗い乾燥機
	調理関連用品	オーブンレンジ、トースター、炊飯器、自動調理器、電気圧力鍋、フードプロセッサー、電動ポット等、
省エネ家電	生活関連用品	電気冷蔵庫、電気冷凍庫、エアコン、照明器具、温水機器

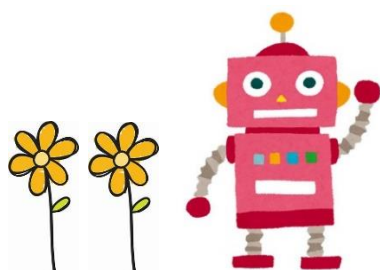
注1 省エネ家電は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)第165条の規定による統一省エネラベル2つ星以上の家電製品(資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト」に多段階評価点が掲載されている製品又はそれらと同等の省エネ性能が認められる製品に限る。)を対象とします。

2 エアコンにあては、新基準(目標年度2027)での評価点を基準とします。



《ご注意ください》

- 本事業の補助金は、一時所得として扱われるため、特別控除額(最高50万円)を超えた額については、所得税が課税されますので、確定申告をする必要があります。税に関するご質問は、松山税務署(089-941-9121)にご連絡ください。
- 振り込め詐欺や個人情報の搾取に気を付けてください。県・町や厚生労働省(の職員)などを装った不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署(または警察相談専用窓口#9110)にご連絡ください。



問い合わせ先

- 《住所》 松前町筒井710-1 松前町総合福祉センター2階
- 《住所》 松前町 こども家庭センター係 (はぐはぐ)
- 《電話番号》 089-985-4189
- 《開所時間》 月～土曜日 8:30～17:15(日・祝日・年末年始は閉所)